



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名 花月園観光株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾嘉之輔
(コード番号 9674 東証第2部)
問合せ先 総務部長 堤道雄
(TEL 045-228-8860)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は下記のとおりです。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。
- ②取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。
- ③複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。
- ④監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。
- ⑤使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。
- ⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。
- ②必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。
- ②各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。
- ③当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。
- ④グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、グループ各社の取締役及び監査役は速やかに当社へ報告するものとし、当社はリスク管理規程に基づき、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。
- ②取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。
- ③各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

5. 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。
- ②グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。
- ③グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ①監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

②監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。

③監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、監査役の職務の補助を優先し、兼務する部署の責任者等は必要な支援を行うこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。

②グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役に対し、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人に対し報告を求めることができることとする。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底することとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。

②監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

以上